

2024年11月12日

各位

会社名 ラクサス・テクノロジーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 高橋 啓介
(コード番号: 288A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役執行役員 中尾 聡志
(TEL 082-236-3801)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2024年11月12日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|------------------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 6,543,600 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2024年11月26日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2024年12月12日 (木曜日) |
| (4) 増加する資本金及び 資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2024年12月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社、株式会社SBI証券、松井証券株式会社、楽天証券株式会社、極東証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、東洋証券株式会社及びひろぎん証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 なお、公募による募集株式のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (但し、米国及びカナダを除く。) の海外投資家に対して販売されることがある。 引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2024年12月4日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2024年12月5日 (木曜日) から 2024年12月10日 (火曜日) まで |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2024年12月13日 (金曜日) |

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 本店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 928,800 株
- (2) 売出人及び売出株式数 兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1
株式会社ワールド 580,500 株
広島県広島市中区
児玉 昇司 348,300 株
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,120,800 株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2024年12月4日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 6,543,600 株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し 当社普通株式 928,800 株 ② オーバーアロットメントによる売出し (※) 当社普通株式 上限 1,120,800 株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2024年11月27日(水曜日)から 2024年12月3日(火曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2024年12月4日(水曜日) (発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2024年12月5日(木曜日)から 2024年12月10日(火曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2024年12月12日(木曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2024年12月13日(金曜日) |
- (注) 上記(1)に記載の募集株式の一部は引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。
- (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が1,120,800株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社ワールド及び児玉昇司(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、1,120,800株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2025年1月9日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2024年12月13日(上場日)から2025年1月9日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

| | |
|--------------------|-------------|
| 現在の発行済株式総数 | 19,110,783株 |
| 公募による新株式発行による増加株式数 | 6,543,600株 |
| 公募後の発行済株式総数 | 25,654,383株 |

3. 調達資金の使途

差引手取概算額1,641,651千円は、海外販売の手取概算額(未定)と合わせて、①コア事業成長投資、②事業開発資金及び③事業ケイパビリティの向上に充当する予定であり、具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

① コア事業成長投資（主としてレンタル用資産購入資金）

当社のコア事業であるサブスク事業の成長投資として、主として事業拡大及びサービス向上のためのレンタル用資産の取得を進めます。レンタル用資産の購入資金として1,191,651千円(2025年3月期に411,700千円、2026年3月期に779,951千円)を充当する予定であります。

また、当社サービスの認知拡大及びそれによる月額会員数の増加、売上の増加を目的としてマーケティング関連費用に150,000千円(2025年3月期に50,000千円、2026年3月期に100,000千円)を充当する予定であります。

② 事業開発資金

バッグ管理システムの改善を進め、資産価値の把握精度の向上や、在庫連携システムを強化したいと考えております。例えば、保有バッグについては、レンタル期間中は販売向けWEBサイト・アプリに表示しない、レンタルで人気の高いバッグについては販売向けWEBサイト・アプリには表示せずレンタル向けWEBサイト・アプリのみに掲載する、等のシステムを構築することで、在庫の効率的な運用を進めていきたいと考えております。

また、これら取り組みに加え、自社ECの展開や、現在米国で行っているECサイトによるバッグ販路だけでなく、ヨーロッパで認知度の高いECサイトへの出店を進めていきたいと考えております。更に、当社の強みであるフルフィルメント領域に関して外部からのリペア業務受託や個人所有のバッグを当社でメンテナンスしながら保管、管理する管理業務等も進めていきたいと考えております。これらのシステム投資に150,000千円(2026年3月期に150,000千円)を充当する予定であります。

③ 事業ケイパビリティの向上

事業の成長を支えながら適切なサービス運営及び既存業務の継続改善や事業成長に向けた人材を確保していく必要があります。また、外部知見の活用によって更なる成長をすることも必要と考えております。今後の採用費及び人件費や外部専門家への業務委託費等として150,000千円(2025年3月期に20,000千円、2026年3月期に70,000千円、2027年3月期に60,000千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格281円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つであると認識し、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した剰余金の配当を実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は、未だ成長局面にあるため、内部留保の充実を優先し、事業規模の拡大及び収益の向上を図り、企業価値の最大化をさせることが、より適切な株主還元になり得るものと考え、創業以来配当を実施しておりません。

将来的には、各事業年度の経営成績、財政状態及び事業・投資計画を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針としておりますが、その実施時期は未定であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化と事業の継続的な拡大発展を実現する投資資金として、有効に活用していく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)及び(2)に基づき、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、今後の収益状況の見通しなどを総合的に勘案し中間配当又は期末配当による利益還元を検討してまいります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

| | 2022年3月期 | 2023年3月期 | 2024年3月期 |
|-------------------------------|------------|------------|------------|
| 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) | △11.79円 | 8.91円 | 21.76円 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) | －円 (－円) | －円 (－円) | －円 (－円) |
| 実績配当性向 | － | － | － |
| 自己資本当期純利益率 | － | 49.9% | 65.6% |
| 純資産配当率 | － | － | － |

- (注)
1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
 2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
 4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 5. 2022年3月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社ワールド及び児玉昇司並びに当社株主(新株予約権者を含む。)である高橋啓介、竹増浩司、中尾聡志他 10 名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2025 年 6 月 10 日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(但し、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(但し、公募による募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。